

# 江差町へ転入された皆様へ ～ようこそ江差町へお越しいただきありがとうございます～

令和6年3月改訂

新たな住所地に住み始めてから14日以内に、次のものを添えて転入届手続きを行ってください。

転出証明書・本人確認書類（免許証、パスポート等）・個人番号カード・住民基本台帳カード など

※転入届は、14日以内に手続きされない場合、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。※住民基本台帳カードや個人番号カードは転入手続き後、90日以内に継続利用手続きが必要です。※江差町では転入日の変更は行っておりません。ご了承ください。

転入に際しての手続き

区 分	江差町での手続き
<b>1階 ①番窓口 町民福祉課【住民おもてなし係】 ☎ 0139(52)6720</b>	
印鑑登録される方	登録される印鑑と本人確認できるもの（運転免許証等）を持参し、印鑑登録手続きをしてください。
個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方	転入手続き後90日以内に住所変更の手続きが必要になります（カードの手続きを行わない場合は自動で失効になります）。カードと暗証番号が記入された用紙をご持参ください。また、継続して利用しない方は、返却・廃止の手続きが必要です。
<b>1階 ①番窓口 町民福祉課【福祉子育て係】 ☎ 0139(52)6720</b>	
児童手当を受けている方	振込を希望する金融機関情報がわかるもの（預金通帳等）を持参し、転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。単身赴任等で、児童手当受給者の方だけが転入（別居監護）する場合は、必ず申し出てください。 ※マイナポータル等で公金受取口座を設定している場合、預金通帳等の提示が不要となります。 ※公務員の方は所属庁で手続きが必要となります。
児童扶養手当・特別児童扶養手当 他各種手当を受けている方	手当証書を持参し、転入手続き後14日以内に住所変更手続きをしてください。
自立支援医療・障害福祉サービス 受給者証をお持ちの方	受給者証などの書類を持参し、転入後のサービス利用についてご相談ください。
身体障がい者手帳・療育手帳・精神 保健福祉手帳をお持ちの方	手帳などを持参し、転入後のサービス利用についてご相談ください。
福祉タクシー券	重度の身体・知的障がい者と、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方で、自動車税又は軽自動車税が減免となっていない在宅の方を対象に、福祉タクシー券を交付しています。印鑑、障がい者手帳（特定医療費受給者証）を持参し、ご相談ください。
<b>1階 ②番窓口 高齢あんしん課【高齢者支援係】 ☎ 0139(52)6726</b>	
バス半額券（高齢者・特定疾患者 乗車証）	65歳以上の方と特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方を対象に、江差町内を運行する路線バスで利用できる「バス半額券」を交付しています。健康保険証又は受給者証などの氏名・生年月日がわかるものを持参し、ご相談ください。
緊急通報システム装置	在宅に暮らす65歳以上の方などを対象に、自宅に通報装置を設置し緊急時の速やかな援護活動につなげる「緊急通報システム」を貸出ししています。日中又は夜間に高齢者一人となる方なども対象となる場合がありますので、ご相談ください。

区 分	江差町での手続き
<b>1階 ②番窓口 高齢あんしん課【介護保険係】 ☎ 0139(52)6726</b>	
要介護・要支援者認定を受けている方	前住所地で交付された受給者資格証明書を持参し、手続きをしてください。 ※65歳未満の方は医療保険被保険者証も持参してください。
<b>1階 ④番窓口 税務課【課税係】 ☎ 0139(52)6723</b>	
原動機付自転車等をお持ちの方	前住所地で交付された廃車申告受付書を持参し、新たなナンバープレートの交付を申請してください。
<b>1階 ⑥番窓口 健康推進課【健康推進係】 ☎ 0139(52)6718</b>	
妊娠中の方	前住所地で交付された妊婦一般健康診査受診券を持参し、手続きをしてください。
子育て応援券	2歳までのお子さんがいらっしゃる方は、紙おむつ等と交換できる券を交付しますので、印鑑を持参し手続きをしてください。
就学前の子どもがいる方	前住所地で受けた予防接種や健診履歴を確認させていただいています。お電話での連絡または、母子手帳を持参の上、窓口へお越しください。
<b>1階 ⑥番窓口 健康推進課【国保医療係】 ☎ 0139(52)6725</b>	
国民健康保険に加入されている方	前住所地から引き続き国民健康保険に加入される方は、転入手続き後、印鑑を持参し手続きをしてください。
後期高齢者医療保険に加入されている方	道外から転入された方は、前住所地で発行された負担区分等証明書と印鑑を持参し、手続きをしてください。
子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度医療の各受給者証をお持ちの方	印鑑と健康保険証を持参し、手続きをしてください。 ※重度医療の手続きの際は、身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかが必要です。 ※受給者の生計維持者が町外にいる場合は、その方の所得課税証明書が必要です。 ※ひとり親家庭等医療で、20歳未満の子が大学等に進学している場合は、在学証明書又は学生証の写しが必要です。
<b>2階 ⑦番窓口 建設水道課【上水道係・下水道係】 ☎ 0139(52)6724</b>	
上水道・下水道	開始届が必要です（電話連絡でも可能です）。 蛇口の取替・給水装置の修繕・水道管の凍結・特殊な器具の故障の修繕は、江差町指定水道店に依頼して下さい。 指定店については、上水道係にお問い合わせください。
<b>2階 ⑩番窓口 総務課【防災生活係】 ☎ 0139(52)6711</b>	
飼犬の登録	前住所地で交付された「犬の鑑札」と登録内容が分かる書類「登録書の控え等」を持参し、手続きをしてください。
<b>2階 ⑭番窓口 学校教育課【学校教育係】 ☎ 0139(52)1059</b>	
小学校・中学校に在学している児童・生徒がいる方	住民票（コピー可）と前住所地で交付された在学証明書と教科書給与証明書を持参し、教育委員会（学校）で手続きをして下さい。

## 【転入後の各種の手続きにお使い下さい】

### 【役場以外の主な連絡先】

#### ① 郵便物の転送

江差郵便局 (☎0570-943-609、字姥神町 49-2)

江差愛宕郵便局 (☎52-0991、字愛宕町 33)

江差茂尻郵便局 (☎52-0993、字茂尻町 219-2)

江差水堀郵便局 (☎53-6300、字水堀町 268)

#### ② 運転免許証の住所変更

江差警察署 (☎52-0110、字上野町 30)

#### ③ 自動車税の住所変更

渡島総合振興局課税課 (☎0138-47-9444、函館市美原 4-6-1)

檜山振興局税務課 (☎52-6471、字陣屋町 336-3)

#### ④ プロパンガス・灯油

(有)岸田商店 (☎52-0510、字橋本町 83)

(株)三洋石油商会 (☎52-1157、字姥神町 159-7)

前側石油(株) (☎52-0008、字中歌町 199-10)

(有)増田燃料 (☎52-2255、字新地町 24-1)

(有)松谷商店 (☎52-0655、字津花町 48)

#### ⑤ 電気の使用開始

ほくでん契約センター (☎0120-12-6565)

#### ⑥ し尿汲み取り

(有)中川清掃社 (☎52-2731、字上野町 34)